

「やまの健康」イメージキャラクター
「やまのおっ山」のイラスト使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県（以下「県」という。）が令和元年度から実施する「やまの健康」推進プロジェクトにおける「やまの健康」（以下「やまの健康」という。）のイメージキャラクターである「やまのおっ山」のイラスト（以下「イラスト」という。）について、「やまの健康」の普及啓発に資する非営利活動での使用において適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 イラストは、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができる。

- (1) 「やまの健康」の普及啓発を目的としたホームページ、SNS、印刷物およびグッズでの使用
- (2) その他、「やまの健康」の普及啓発を目的とした取組

(使用申請)

第3条 「やまの健康」の普及啓発に資する非営利活動においてイラストを使用する場合は、あらかじめ「イラスト使用申請書（別記様式）」を琵琶湖環境部森林政策課長（以下「森林政策課長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げるイラストの図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

(1) 令和2年4月1日制定「滋賀県「やまの健康」推進交付金交付要綱」における交付金交付団体および平成31年4月1日制定「「やまの健康」森の恵み活用促進事業実施要領」における補助金交付団体が「やまの健康」普及啓発に資する非営利活動において使用する
場合

- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) その他森林政策課長が適当と認めた場合

2 森林政策課長は、イラストの使用が次の各号いずれかに該当する場合、使用の中止を申し立てることができる。

- (1) 県の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関すると認められる場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがあると認められる場合
- (5) その他、森林政策課長が不適切であると判断した場合

(使用料)

第4条 「やまの健康」の普及啓発に資する非営利活動におけるイラストの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 イラストを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。ただし、単色での使用は除く。
- (2) イメージキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 原則として、イラストに近接して「「やまの健康」イメージキャラクター やまのおっ山」と表記すること。
- (4) 第3条第2項第1号から第5号までに該当しないこと。

(申請内容の変更)

第6条 イラストの使用を申請した後、内容について変更しようとするときは、改めて変更後の使用について「イラスト使用申請書(別記様式)」を森林政策課長に提出しなければならない。ただし、使用予定期間など、軽微な変更についてはこの限りでない。

(責任の制限)

第7条 イラストの使用を申請した者がイラストの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、イラストの使用に関して必要な事項は、森林政策課長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。